

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-118
許認可等の種類	流通業務地区内の施設建設等の許可			
根拠法令条例等・条項	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項			
許認可等の概要	流通業務地区内において同法第5条第1項の各号に掲げる施設以外の施設の建築をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(審査基準) 未設定 理由 処分の先例がなく、法の定め以上に具体化するのが困難である。</p> <p>(許可の方針) 流通業務地区内の機能を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得ないと認められるもの。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	・30日(市町村・建設事務所10日、本庁20日)			
期間の制定根拠				